

令和4年7月19日

瑞穂市長

森 和 之 様

瑞穂市まちづくり基本条例推進委
会 長 益 川 浩 一



瑞穂市まちづくり基本条例に関する取り組み等について（答申）

令和2年9月24日付け、瑞協第60号で諮問のあった事項について、本委員会において慎重に審議をした結果、瑞穂市まちづくり基本条例（平成23年瑞穂市条例第13号。以下「条例」という。）第21条の規定により、次のとおり答申します。

記

- (1) 市民協働のまちづくりに関する取り組みの審議及び評価について
市民協働のまちづくりに関する取り組みについて、「まちづくり推進プラン」に沿って、その進捗状況を確認し、次のとおり評価します。

○「情報の共有」に関する施策

情報通信ネットワークの発達により、さらに幅広い手段の活用が可能なため、若者や自治会未加入者へ情報を伝えるには、SNS等の様々な手段を活用し、より情報が行き届くように再検討し、発展的に進められることを望みます。更には、市民と行政、双方向からの情報共有という視点も加えた検討を願います。

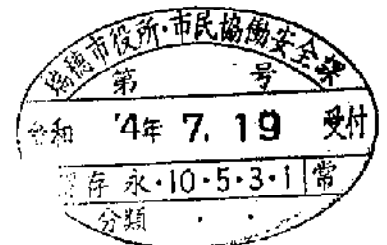
○「市民の参加・参画」に関する施策

「参加・参画・協働」に関するガイドラインの作成を望みます。社会の変化等に合わせ、より有効な手段に置き換える場合は、本委員会において、再度協議する機会を持った上で進めていただきたい。

○「協働」に関する施策

市民の参加・参画や、各種団体の地域づくり活動が、より一層促進することを目指し、支援施策の実施や中間支援組織の設置も視野に入れ検討をお願いします。

また、「人材バンク」及び「市民向けの研修会」の実施を望みます。「担い手育成」については、若者や子どもの参画に重点を置いて進められることを望みます。



(2) 今後の推進体制について

○地域の体制

瑞穂市の地域の状況は、自治会によって多様であるため、特徴の異なる自治会同士や、得意分野を持った団体が、小学校区の中で支え合えるまちづくりを進めていく必要があります。そのためには、地域の実情に即した地域にとって必要な校区づくりを市民自らが進めていくことが重要であると考えます。

地域の様々な世代が集う場所を小学校区ごとに「地域の拠点」として位置付け、活用できるよう進めることで、人と人との絆づくりの有効な場にもつながると考えます。更に市民活動を推進するためには、市民と行政の間に立ち、市民目線で市民活動を支える中間支援組織があると良いと考えます。中間支援組織の機能や位置付けについては、多くの検討を重ねる中で、きめ細やかな支援が可能で、市の現状に即して有効的に、かつ、有機的に機能する組織であることを望みます。

また、高齢者が生きがいを持って活躍できる社会をつくることは、地域にとっても大きな資源になるため、地域づくりを行う上での大切な視点とされることを望みます。

○行政の体制

自治会、校区の役割が変化しても、行政の窓口は、自治会は市民協働安全課、校区組織は生涯学習課と地域福祉高齢課等、地域の状況に合わせ整理されていないため、市民に分かりやすい組織体制等の検討を望みます。

また、庁内の連携を密にするために、情報共有の方法等も検討され、きずな会議（瑞穂市まちづくり基本条例推進会議）での連携をさらに強めることに加え、若い職員も含め、職員全体での情報共有が可能な環境を構築するとともに、まちづくり基本条例に基づく行政運営を実践できる職員の育成を望みます。

(3) 瑞穂市まちづくり基本条例の見直しについて

条例制定より10年近くの年月が経つ中で、大きく変化した社会情勢や、「まちづくり推進プラン」に沿った事業の進捗状況等を考慮し、「子どもたちの参画機会の保障の条文の追加」について、本委員会において慎重かつ丁寧な協議をさせていただき、次にお示しする2箇所について、改正することを提案します。

- ① 第2章のまちづくりの基本理念について規定する第4条に次の1号を追加する。

第4条の第4号

本市の将来を担う子どもが尊重され、まちづくりに参画する権利が保障されること。

《解説》

現在、瑞穂市の条例において「子ども」の定義はなく、第2条第2号の「市民」の定義の中に位置づけられています。 「子ども」は特別な存在であることを明確にするため、基本理念を定めている第4条に新たに条文を加えることにより、まちづくり基本条例全体に影響を及ぼすものとする考え方です。また、この条例における子どもの年齢については、条文ではあえて明記をしていませんが、概ね参政権を持たない18歳未満としています。

- ② 第7章の参画及び協働について、第16条として「子どもの参画」として次の1条を追加する。

(子どもの参画)

第16条 市の執行機関は、子どものまちづくりに参画する機会を保障するため、子どもの年齢に応じてふさわしい形でまちづくりに参画できる機会を設けるとともに、参画しやすい環境を整えるよう努めます。

《解説》

まちづくりへの子どもの参画機会を保障するために、市の執行機関が行うべきことを改めて定めます。子どもの頃からまちづくりに参画し、地域のことを大人と一緒に考えているという経験を通して、今後の瑞穂市を担う子どもが「自らのまち」に対する誇りと愛着を持った市民へと育つことにつながるという考えのもと、子どものまちづくりへの参画に関する条文を独立して設けます。様々な年齢や発達段階に応じて、子どもが参画しやすくなるように、市の執行機関は、参画の方法を多様な形で用意するとともに、休日や昼間の時間にイベントや会議を計画したり、公共施設の使

用料の負担をできるだけ抑えるなど、子どもが参画しやすい環境づくりに配慮する必要があります。

(4) まとめ

瑞穂市まちづくり基本条例は、その目的でもある「市民が主体の市民参画による協働のまちづくりの推進」のために、市民、市議会及び市の執行機関がお互いの立場を尊重し、まちづくりに参画しやすい具体的な姿を描きながら、市民協働によるまちづくりに実行性のある条例となる必要があります。市民と対話をしながら、そして市民の声をできる限り吸い上げることにも配慮しながら、まちづくりを進める必要があります。

しかしながら、市民の多くは瑞穂市まちづくり基本条例そのものを知らないという現実があります。市民がこの条例の基本理念やまちづくりの基本原則について理解し、関心を持つことが重要であると考えます。

今回の委員会の中でも、地域における子どもの育成に関わる取組や地域と学校が連携した子どもの教育に関わる取組が紹介されました。本市の将来を担う子ども達が地域と関わりを持ち、まちづくりに参画できる機会を創出することを望むとともに、子どもの頃からこの条例についての理解が進むよう分かりやすい資料の作成や学校、地域での学びの機会の提供を望みます。

この条例は、瑞穂市の憲法としての位置付けであり、まちづくりの理想を描いたものでありますが、決して机上の空論とすることなく、市民が地域の中で生かすことができるよう、この答申書が、市への誇りと愛着を持った子ども達の育成及びさらなる市の発展及び住民自治の一助となることを期待します。

瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会委員

会 長	益川 浩一
副会長	市橋 優一
委 員	岩菅 和生
委 員	大塚 崇斗
委 員	北川 康秀
委 員	澤田 誠
委 員	辻 正益
委 員	所 仁史
委 員	豊田 英二
委 員	永井 恵子

委	員	野村	喬
委	員	広瀬	博敏
委	員	森	大智
委	員	脇若	芳一
委	員	渡邊	昭博